



消防署
だより

「9月4日～10日」は救急医療週間

救急業務と救急医療に対して、みなさんの正しい理解と認識を深めてもらうため、9月9日「救急の日」から1週間を「救急医療週間」としています。

救急車適正利用のお願い

近年、緊急でない場合や、タクシー代わりに救急車を呼ぶことが問題になっています。緊急時以外に救急車を呼んでしまうと、本来に救急車を必要とする人が利用できなくなり、救える命を救うことができなない場合があります。

不適切な救急要請の例

- ・今日が病院の予約日・入院日だから
- ・どこの病院に行ったらいいかわからないから
- ・救急車で病院に行けば優先的に医師に診てもらえるから
- ・救急車は無料だから（タクシー代がないから・交通手段がないから）

判断に困ったら救急相談窓口へ

小児の場合、「#8000」で小児救急相談ができます（看護師対応）。

	対応時間
月～金	午後6時～翌午前8時
土・休日・ 年末年始(12/29～1/3)	24時間対応

上記以外の時間および成人の人は「0584-23-3799」不破地域救急医療情報センター（消防職員対応）をご利用ください。

問 不破消防組合消防本部 ☎23-2030

救急車を呼ぶ前に考えよう



10年経ったら交換しましょう



警察通信

令和5年秋の全国交通安全運動

- ▼運動期間／9月21日（木）～30日（土）
- ▼交通事故死ゼロを目指す日／9月30日（土）
- ▼運動重点／

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

！ ご注意ください

夕暮れ時・夜間、飲酒運転による交通事故を根絶しよう

例年、日の入り時間が急激に早まる秋口以降に、夕暮れ時や夜間に重大交通事故が多発しています。また、飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として発生しています。



自転車に乗るときはヘルメットを着用しよう

自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、自転車乗用中死者の人身損傷主部位は、頭部が半数以上となっています。また、7月1日から特定小型原動機付自転車（キックボードなど）に関する新たな交通ルールが定められ、ヘルメットの着用についても努力義務となっているため、自転車などのヘルメット着用と交通ルール遵守を徹底しましょう。



問 垂井警察署 ☎22-0110